

政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（概要）

○ 趣旨

- ・ 政治資金監査に関しては、平成21年から平成24年の計4年分の収支報告書について概ね順調に実施され、登録政治資金監査人の人数も相当程度確保できていることを考慮すると、政治資金監査制度は一定の定着をみていると考えられる。
- ・ 政治資金の収支の公開制度は、今後も改善・充実のための不断の努力が求められており、当委員会としても、重要と考えられる事項について検討を行ってきた。
- ・ 当委員会として、第2期（平成23年4月～平成26年3月）の活動を終える節目に、これまでの取組や検討の状況、今後取り組むべき課題等の検討の方向性について、総括的に取りまとめを行い、国民に明らかにするとともに、今後の委員会の取組に資することとしたい。

1 登録政治資金監査人の登録及び研修等

（これまでの取組）< >は平成26年2月末現在の状況。【】は第2期における実績。

- ・ **登録** < 登録者4,452人 うち登録時研修修了者4,339人 >
※ 国会議員関係政治団体数 3,627団体（平成24年12月末現在）
- ・ **登録時研修** 【集合研修44回、個別研修366回】
- ・ **指導・助言等** 登録政治資金監査人からの質疑等に逐次対応。政治資金監査マニュアルを補完する見解や政治資金監査に関するQ&Aを公表・周知。
これらの内容を指導するためフォローアップ説明会を全国各地で開催。
【46回、参加者のべ3,419人】

（今後の方向性）

- ・ 引き続き関係士業団体の協力も得ながら、新規登録及び研修の着実な実施に努め、登録政治資金監査人の安定的な確保及び地域的偏在の是正を図っていくことが適当。
- ・ 政治資金監査の質の向上を図り、その適正をより確かなものとしていくため、登録政治資金監査人に対する指導・助言の機能の充実・向上やフォローアップ研修の内容の充実に努めていくことが適当。

2 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）

（これまでの取組）

- ・ 政治資金監査の質の確保とその業務の一般化・標準化を図るものとして、その手順や方法、報告書の記載方法等について、政治資金監査の基本的性格を踏まえ、平成20年10月策定。（登録政治資金監査人は、法律上、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。）
- ・ 政治資金監査の実施状況や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ、平成22年9月及び平成25年6月改定（平成25年6月改定の主な内容：政治資金規正法施行規則改正への対応、政治資金監査報告書記載例の追加、チェックリストの活用等）。

(今後の方向性)

今後も、フォローアップ研修や当委員会ホームページを通じて政治資金監査マニュアルの周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等からの意見等を基に、必要な見直しを行っていくことが適当。

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言及び研修のあり方～

登録政治資金監査人については、一定程度の人数の確保が果たしてきたことから、また、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を移していく段階にあると考えられる。

(これまでの取組)

- ・ 政治資金監査の実施に必要な専門的知識・ノウハウの維持・向上のため、登録政治資金監査人からの要望も踏まえ、平成22年度よりフォローアップ説明会を実施してきたが、その内容の充実や参加率の向上のために、更なる取組が求められているところ。
- ・ 政治資金監査報告書について、対象事項についてすべて確認できたとするものの割合が年々増加しており（平成24年分については96.5%）、政治資金監査の適確な実施が政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与していると考えられる一方で、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書等が散見される状況にあり、都道府県選挙管理委員会からも改善の要望を受けているところ。

(今後の方向性)

- ・ フォローアップ説明会をフォローアップ研修と位置付け、その内容の多様化・重点化による充実、関係士業団体との協力等を通じた参加の促進を図ることが適当。
- ・ 当委員会から個々の登録政治資金監査人に対し、総務省及び都道府県選挙管理委員会の報告に基づき個別に指導・助言を行うこととし、その具体的方法を検討することが適当。

4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

政治資金の収支の公開制度は、政治資金規正法の大きな柱となる制度であり、当委員会としても、政治資金の収支の報告及び公開に関し重要と考えられる事項について検討を行ってきた。

今後は、以下の事項について取りまとめた対応の方向性を踏まえ、当委員会において適切に対応していくことが適当。

- (1) 「領収書等」の必要記載事項
- (2) 会計帳簿への支出先住所の記載
- (3) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法
- (4) 前払式証票・後払式証票・クレジットカードによる支出の記載方法
- (5) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正
- (6) 収支報告書に記載すべき支出の区分
- (7) 業務制限の範囲
- (8) 年の途中において国會議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等